

## 指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

制 定 平成25年6月24日付け 25消技第 954号  
最終改正 平成27年4月1日付け 27消技第 55号

### (対象となる措置)

第1条 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター工事等請負契約指名停止等措置要領（平成25年6月24日付け25消技第952号）又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等の契約に係る指名停止等措置要領（平成18年7月6日付け18本消技第715号）（以下「措置要領」という。）の規定により行う指名停止（期間及び措置対象区域の変更を含む。以下「指名停止」という。）
- 二 措置要領の規定により行う警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

### (期間の計算)

第2条 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

### (指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3条 措置要領第2条第3号に規定する契約責任者（以下「契約責任者」という。）は、措置要領の規定に基づく指名停止の通知を行う場合には、その理由を明らかにするものとする。

- 2 契約責任者は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等に係る苦情申立てについて、次の事項を教示するものとする。
  - 一 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について書面により 苦情を申し立てることができること。
  - 二 苦情を申し立てる場合には、申立書面に次に掲げる事項を記載すべきこと。
    - イ 申立者の商号又は名称並びに住所
    - ロ 申立てに係る措置
    - ハ 申立ての趣旨及び理由
    - ニ 申立ての年月日
  - 三 苦情の申立ては、次に掲げる期間に行わなければならないこと。
    - イ 指名停止 当該指名停止の期間内
    - ロ 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

### (苦情申立てに対する回答)

第4条 契約責任者は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

（苦情申立ての却下）

第5条 契約責任者は、第3条第2項の規定により教示した申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立てについての教示）

第6条 契約責任者は、第4条第1項の規定による回答又は第5条の規定による却下をする場合には、第4条第1項又は第5条の書面に、再苦情申立てについて、次の事項を教示するものとする。

一 第4条第1項の規定による回答又は第5条の規定による却下に不服のある者は、書面により、契約責任者に対して再苦情申立てをすることができること。

二 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行わなければならないこと。

① 指名停止 当該指名停止の期間内（第5条の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）

② 警告等 第5条の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

（苦情処理結果の公表）

第7条 契約責任者は、第4条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

（入札監視委員会に対する審議依頼）

第8条 契約責任者は、再苦情申立てがあったときは、速やかに、「独立行政法人農林水産消費安全技術センター入札監視委員会設置運営要領」（平成20年3月31日付け19消技第4149号）により設置される入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立て申請書の様式等については、別に定めるところによるものとする。

（再苦情申立てに対する回答）

第9条 契約責任者は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
- 二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い契約責任者が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第10条 契約責任者は、第6条の規定により教示した申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第11条 契約責任者は、第9条第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成25年6月24日から適用する。

附 則 (平成27年4月1日付け27消技第55号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。